

JaNSSL シミュレーション教育指導者認定制度認定審査要領

1. 新規申請

(申請の公示と申請期間)

第1条 申請開始3か月前に公示し2週間の申請期間を設ける。

2 申請は年1回とする。

(申請条件)

第2条 以下の各号をすべて満たす者が申請できる。

(1) 学会の正会員であること。

(2) 学会が開催する看護シミュレーション教育指導者養成コースを受講し、すべてのコースの修了試験に合格していること。

(3) アドバンス2コース修了後に指導サポート講義を受け、2年以内にベーシックコースとアドバンス1コースのアシスタントを各1回以上経験していること。

(4) アドバンス2修了日(修了証の日付)より2年以内であること。

2 2年以内に申請を行わなかった者が申請を行うには、アドバンスコース1・2を再度受講し、2つのコースの修了試験に合格すること。

(申請条件の特例)

第2条2 認定審査制度の確立までの経過措置として、以下の各号に該当する者は、認定制度開始より3年以内(2026年度まで)の申請を受け付ける。

(1) 第1回および第2回アドバンス2の修了者

(2) 学会が開催する看護シミュレーション指導者養成コースのすべてのコースで指導に当たった者

(認定審査・登録料)

第3条 認定審査・登録料は20,000円とする。

2 既納の料金は原則として返却しない。

(認定有効期間)

第4条 認定資格の有効期間は5年間とする。

(申請書類)

第5条 申請では各号に示す書類を事務局宛てに提出するよう申請者に求める。

(1) 認定審査申請書(様式1)

(2) 看護シミュレーション教育指導者養成コースベーシック・アドバンス1・2の修了書(写し)

(3) ベーシック・アドバンス1でのアシスタント証明書(各1回、計2回分以上)(写し)

(4) 実践報告書(様式2-1)およびアドバンス2修了後に作成・実施したシナリオ1本と実践

動画

(5) 自己評価表(様式3)

- 2 第2条の2の(2)に該当する申請者は、前項(2)および(3)に代えてベーシック・アドバンス1・2での指導証明書(写し)を提出する。

(認定審査)

第6条 認定審査は、理事会のもとに設置された認定審査委員会が行う。

- 2 各認定審査委員が申請者の提出されたシナリオと実践動画を評価表(様式4)で評価し、実践報告書と自己評価を加味して検討し、その後、全委員で議論して理事会への推薦者を決める。

(認定)

第7条 理事会の承認をもってJaNSSLシミュレーション教育指導者と認定される。

(登録)

第8条 認定された者には、「JaNSSLシミュレーション教育指導者認定証」が送付され、JaNSSLシミュレーション教育指導者として登録される。

- 2 登録者名簿は、学会ホームページで公開する。

2. 認定の更新

(申請の公示と申請期間)

第1条 新規申請と同時期とする。

(認定更新申請条件)

第2条 以下の各号をすべて満たす者が申請できる。

- (1) 認定更新申請時において、本学会の正会員であるとともにJaNSSLシミュレーション教育指導者の認定を受けていること。
- (2) 認定更新申請時において、過去5年間のシミュレーション教育実践や社会的活動の実績があること。
- (3) 看護シミュレーション教育指導者養成コースベーシック・アドバンス1・2の指導実績があること。

(認定更新に必要な申請書類)

第3条 申請では各号に示す書類を事務局宛てに提出するよう認定更新申請者に求める。

- (1) 認定審査申請書(様式1)
- (2) 現在取得している「JaNSSLシミュレーション教育指導者認定証」(写し)
- (3) ベーシック・アドバンス1・2での指導証明書(写し)
- (4) 実践報告書(様式2-2)には、実践を証明できるものを添付する

(認定更新審査・登録料)

第4条 認定更新審査・登録料は20,000円とする。

2 既納の料金は原則として返却しない。

(認定更新審査)

第5条 認定更新審査は、理事会のもとに設置された認定審査委員会が行う。

2 認定審査委員会は、申請者が提出した申請書類一式と研修企画委員会意見書(様式5)に基づいて検討し、認定の更新が可能な者を理事会に推薦する。

(認定更新の承認)

第6条 理事会の承認をもって更新となる。

(登録)

第7条 認定の更新が承認された者には、「認定更新；審査結果通知書」とともに新たな「JaNSSL シミュレーション教育指導者認定証」が送付され、JaNSSL シミュレーション教育指導者としての認定期限が更新される。

2 登録者名簿は、学会ホームページで公開する。

(認定更新後の有効期間)

第8条 認定更新後認定有効期間は5年間とする。

3. 本要領の施行

(施行期日)

第1条 この要領は2022年4月23日から施行する。

第2条 この要領の一部改訂は、2024年11月7日から施行する。

図 認定から更新までの流れ

